

住居確保給付金のしおり

離職や休職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職者や休職者等であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方またはそのおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金の要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失またはそのおそれがあること
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること
または個人の都合によらない休職等により、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯員の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額	+ 家賃額 (基準額による上限あり)
1人	7.8万円	
2人	11.5万円	
3人	14.0万円	
4人	17.5万円	
5人	20.9万円	

- ⑤ 申請日において、申請者および申請者と同一の世帯員の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産（初回、延長、再延長時）	金融資産（再々延長時）
1人	46.8万円	23.4万円
2人	69.0万円	34.5万円
3人	84.0万円	42.0万円
4人	100.0万円	50.0万円
5人	100.0万円	50.0万円

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
※ハローワークへの求職申込みは、受給中の求職活動の(1)に該当する方のみ（本しおり7ページ参照）
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）または自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者および申請者と同一の世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

収入が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
収入が基準額を超え、基準額+家賃の上限額未満の方は以下の計算方法により算定された額となります。

計算方法：住居確保給付金支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 収入基準額)

(例) 1人世帯で収入額10万円、家賃額5万円の場合

家賃額5万円 - (収入額10万円 - 収入基準額7.8万円) = 支給額2.8万円

※家賃額は下記の住居確保給付金基準額が上限額です。

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
支給額	3.5万円 ※	4.2万円	4.6万円	4.9万円	5.5万円

※1人世帯における、住居等の床面積（専有面積に限る。）15㎡以下の場合の上限額

床面積	11㎡~15㎡	7㎡~10㎡	6㎡以下
支給額	3.2万円	2.8万円	2.5万円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長、再延長及び再々延長が可能）

支給方法：彦根市から大家等への代理納付

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- (1) 住宅入居費：40万円以内
- (2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（1人世帯/15万円以内）
貸付期間 原則3か月以内
- (3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

お問い合わせ先

彦根市社会福祉協議会 TEL:0749-22-2821

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

項目	提出書類	留意事項等
1 申請書等様式書類	住居確保給付金支給申請書(様式1-1)	申請者が記入
	住居確保給付金申請時確認書(様式1-1-A)	申請者が記入
	(住宅を喪失している方) 入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)	不動産媒介業者等が表面を記入 申請者が裏面を記入
	(住宅喪失の恐れのある方) 入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)	不動産媒介業者等が1枚目を記入 申請者が2枚目を記入
2 本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれか	顔写真入りの証明書がない場合は、2点以上の提出が望ましい
3 離職等関係書類 (①と②のいずれか)	①2年以内に離職・廃業したことが確認できる書類 (提出書類例) 離職票、退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届等	いずれの書類も提出できない場合は、「離職状況等に関する申立書(参考様式5)」を提出
	②個人の都合によらない休職等により、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類 (提出書類例) 雇用主から休業を命じる文書、パートアルバイト等3ヶ月前～申請月までのソト表など)	いずれの書類も提出できない場合は、「就業機会の減少に関する申立書(参考様式5-2)」を提出
4 収入関係書類	申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族(同居人含む)のうち、収入がある全員の収入書類(提出書類例) 給与明細(3ヶ月前～申請月まで)・年金証書・各種年金通知書・児童扶養手当証書、配当通知書等	
5 預貯金関係書類	申請者及び申請者と生計を一にしている同居している全員の預貯金通帳等(複数ある場合は全て)	最新の記帳を行ったものを提出
6 求職活動関係書類	ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し	住居確保給付金受給中の求職活動(1)に該当する者(離職者・廃業者、現に就労しているが支給期間中に増収が見込めない者)のみ提出(本しおり7ページ参照)
	職業相談確認票(参考様式6)	
7 入居確認書類	賃貸借契約書	更新している場合、更新契約書

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

① 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を社会福祉課に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

② 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は彦根市内に限ります。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

③ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
※受給中の求職活動の(1)に該当する方のみ（本しおり7ページ参照）

④ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、社会福祉課に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しと職業相談確認票を社会福祉課に提出してください。

⑤ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」が配布されます。

⑥ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

⑦ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とされている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

⑧ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

⑨ 住居確保給付金支給の決定

- 「住居確保給付金支給対象者証明書」交付後、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」および新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を社会福祉課に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は社会福祉課から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

① 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を社会福祉課に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

② 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

③ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
※受給中の求職活動の(1)に該当する方のみ（本しおり7ページ参照）

④ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、社会福祉課に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しと職業相談確認票を社会福祉課に提出してください。

⑤ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は社会福祉課から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

⑥ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の求職活動

受給中は、常用就職に向けた求職活動を以下のとおり行ってください。

(1) 離職者・廃業者、現に就労しているが支給期間中に増収が見込めない者

- ① 公共職業安定所への求職申込を行うこと
- ② 常用就職を目指す求職活動を行うこと
- ③ 月2回以上、社会福祉課で面接を受けること

「求職活動等状況報告書」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を支援員等に提出し、求職活動の状況を報告してください。

④ 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受けること

「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容の記入を受け、安定所確認印を受けます。

⑤ 週1回以上、企業等へ応募を行う又は面接を受けること

これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

(2) 現に就労しており支給期間中に増収が確実に見込める者

① 月1回以上、社会福祉課で面接を受けること

「求職活動等状況報告書」を支援員等に提出し、就労や収入の状況を報告してください。

※再々延長受給期間中は、就労状況にかかわらず(1)が求職活動要件となります。

※社会福祉課では、早期就労に向けた就労支援を実施しておりますので、希望される方はご連絡ください。

支給中に常用就職した場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を社会福祉課に提出してください。

提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、社会福祉課に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長・再々延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、3回まで、延長することが可能です。

- （要件）
- ・ 支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が要件の基準額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長、再延長及び再々延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、社会福祉課へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金の支給対象住宅の家賃額が変更された場合
- ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、支給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

社会福祉課に申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、社会福祉課へ起こしてください。

住居確保給付金を中止する場合があります

誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、または就労支援に関する社会福祉課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。

受給中に常用就職または給与等を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が基準額+家賃の上限額を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。

住宅を退去した方（大家からの要請の場合、社会福祉課からの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

支給決定後に、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

受給者および受給者と同一の世帯員が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間の1度限り再支給が可能です。

再支給の場合も要件（本しおり1ページ参照）があります。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

彦根市 社会福祉課 自立支援係

住所 : 彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター内

TEL : 0749-23-9590

FAX : 0749-26-1768